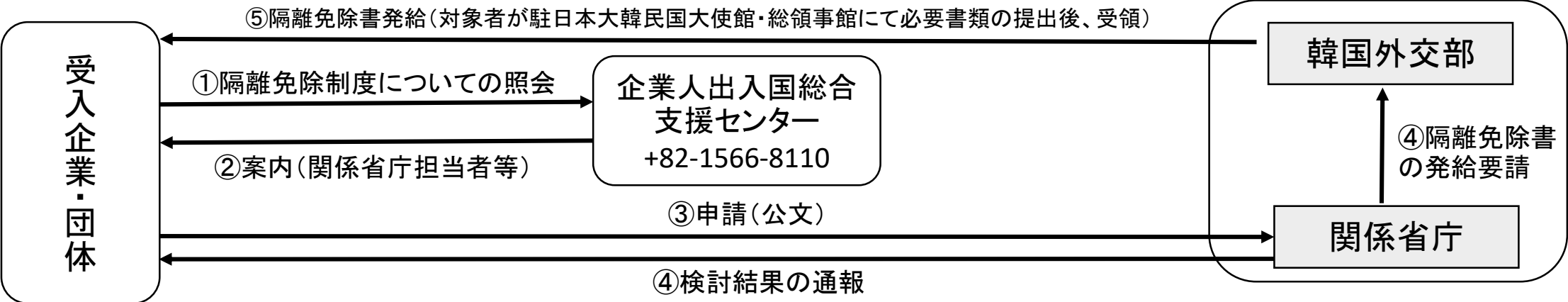


2. 韓国への再入国の際に必要な手続き(重要な事業上の目的(契約、投資等)がありビジネストラックを利用する場合)

(1) 韓国所在の対象者受入企業・団体



出典: 企業人出入国総合支援センター

(2) 対象者(隔離免除書発給対象はD-7、D-8、D-9査証所有者に限る)

韓国 出国前	・再入国許可の取得。
韓国 再入国前	・駐日本韓国大使館・総領事館にて必要書類を提出後、発給される隔離免除書を受領(注)。 ・日本出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を実施し、陰性確認書を取得。 (注)本邦滞在が14日以内の場合にはEメールでの申請・受領が可能。その際の連絡先は別紙を御参照ください。
韓国 再入国時	・隔離免除書を空港検疫(1部)及び入国審査(1部)にて提出(計2部)。 ・新型コロナウイルスに関する検査を空港内の選別診療所又は臨時検査施設にて実施し、結果が出るまで待機。 ・韓国行政安全部の自己隔離安全保護アプリ及び韓国保健福祉部の自己診断アプリをインストール。
韓国 再入国後	・隔離免除期間中の公共交通機関不使用。 ・活動計画書に基づき自宅と勤務先の往復等に限定。 ・隔離免除期間中の健康フォローアップ。